

群馬大学養心寮規程

平成16. 4. 1 制 定
改正 平成17. 4. 1 平成18. 4. 1
平成25. 4. 1 平成25. 9. 9
令和 2. 4. 1 令和 3. 4. 1
令和 8. 3.10

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学学則（平成16年4月1日制定。以下「学則」という。）第57条の規定に基づき、群馬大学養心寮（以下「学寮」という。）の管理運営について必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 学寮は、学生が修学にふさわしい環境において勉学を継続するための居住施設とする。

(管理運営責任者等)

第3条 学寮の管理運営責任者等は、次のとおりとする。

管理運営責任者	入寮対象学生	収容定員
理事のうち学長が指名する者（以下「理事」という。）	共同教育学部，情報学部，医学部の学生及び理工学部1年次の学生	男 77人 女 62人

(入 寮 願)

第4条 入寮を希望する学生は、所定の入寮願書に大学が指定する書類を添えて、理事に願出るものとする。

(入寮選考)

第5条 入寮を許可すべき者の選考は、群馬大学養心寮入寮選考に関する内規に基づき、理事が行う。

(入寮許可)

第6条 入寮の許可は、前条の選考の結果に基づいて、理事が行う。

2 入寮の許可期間は、群馬大学学則第20条に規定する修業年限を超えることができない。ただし、休学・留学による場合は、群馬大学養心寮入寮選考に関する内規第7に規定する手続を経て許可期間の延長を許可することがある。

(入寮許可の取消)

第7条 入寮を許可された学生が、入寮の選考に当たり、虚偽の申請があった場合は、入寮許可を取消すことがある。

(寄 宿 料)

第8条 寮生は、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年4月1日制定）第12条に定める寄宿料月額を毎月所定の日までに納入しなければならない。

2 入退寮の日が月の中途である場合も、寄宿料は1月分を納入しなければならない。

3 休業期間中の寄宿料は、第1項の規定にかかわらず、当該期間の開始する月の前月の納入日までに納入するものとする。

4 既納の寄宿料は返還しない。

(寄宿料以外の経費の負担)

第9条 寄宿料以外の寮生の私生活に必要な経費は、寮生の負担とし、その負担区分は別表のとおりとする。

2 寮生は、前項の負担区分による額を、毎月所定の日までに、理事の指定する者に納入しなければならない。

(施設・設備の保全等)

第10条 寮生は、居室、共同施設・設備等の保全に留意し、次の各号に定めるところに従わなければならない。

(1) 居室を居室以外の目的に使用しないこと。

(2) 居室には、部外者を宿泊させないこと。

(3) 施設・設備を故意又は重大な過失により破損、亡失又は汚染したときは、その原状回復に必要な経費を弁償すること。

(4) 防火・保健衛生管理・災害防止その他学寮の管理・運営上の必要があるときは、大学の指示に従うこと。

(退 寮 願)

第11条 退寮を希望する者は、事前に所定の退寮願を理事に提出し、承認を受けなければならない。

(退寮処分)

第12条 寮生が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事は速やかに退寮を命ずるものとする。ただし、第3号から第6号のいずれかに該当する場合にあっては、理事はあらかじめ学生支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）の議を経るものとする。

(1) 本学学生としての身分を失ったとき。

(2) 寄宿料又は納入すべき所定の経費を3月以上滞納したとき。

(3) 長期にわたる休学を許可されたとき又は長期にわたる停学処分をされたとき。

(4) 学則又はこの規程に違反したとき。

(5) 保健衛生上他の学生に悪影響があるとき。

(6) 風紀、秩序を乱す行為があったとき。

(検 査)

第13条 第11条の規定により退寮の承認を受けた者又は前条の規定により退寮を命ぜられた者は、退寮に当たって居室その他居室に附属する設備等について理事の指定する職員の検査を受けるものとする。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

(雑 則)

第15条 この規程に定めるもののほか、学寮の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月9日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第3条の適用については、令和2年3月31日に教育学部に在籍する者（令和2年4月1日以降に当該学部転入学及び再入学する者を含む。）が当該学部在学しなくなるまでの間、同規定中「共同教育学部」とあるのは「共同教育学部（教育学部を含む。）」とする。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第3条の適用については、令和3年3月31日に社会情報学部在籍する者（令和3年4月1日以降に当該学部編入学、転入学及び再入学する者を含む。）が当該学部在学しなくなるまでの間、同規定中「情報学部」とあるのは「情報学部（社会情報学部を含む。）」とする。

附 則

この改正は、令和8年3月10日から施行する。

別 表

区分	寮 生 負 担	大 学 負 担
電気料	居室で使用する電気，その他寮生が私生活のために使用する電気の料金，寮生の炊事のために使用する使用する電気の料金	左欄以外の電気料（基本料金を含む）
水道料	洗面，洗たく場，浴室において使用する水道の料金，寮生の炊事のために使用する水道の料金	左欄以外の水道料（基本料金を含む）
燃料費	寮生の入浴，洗面及び炊事のために使用する燃料費	左欄以外のガス料（基本料金を含む）
消耗品費	寮生の私生活のために必要な食器類，居室の掃除用品及びその他の消耗品費	左欄以外の寮管理上必要な消耗品費
その他	寮生の私生活のための経費	左欄以外の寮管理上必要な経費

区分		居室	談話室	補食室	洗 面 場 洗たく	便所	廊下	階段	ホール	管理室	玄関	浴 室 (脱衣室)	電気室	機械室
電気料	寮生	○	○	○	○	○						○		
	大学						○	○	○	○	○		○	○
水道料	寮生			○	○	○						○		
	大学													
燃料費	寮生			○								○		
	大学									○				